

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)
2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	(人事課等)	一
○職員の特給に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
○特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	(同)	五
○病院事業条例の一部を改正する条例	(県立病院課)	五
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	五
○震災対策推進条例	(危機対策課)	六
○自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例	(自然保護課)	九
○准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例	(医療整備課)	一〇
○建築士法施行条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	一〇
○建築基準条例の一部を改正する条例	(同)	一〇
○県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	一一

条 例

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
(職員定数条例の一部改正)

第一条 職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第九号中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

(公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第二条 公益法人等への職員等の派遣等に関する条例(平成十三年宮城県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

(宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例の一部改正)

第三条 宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例(平成十六年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中、「定款又は寄附行為」を「又は定款」に改める。

(県税減免条例の一部改正)

第四条 県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された公益法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。」若しくは「一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))」に改める。

第六条第三号中「社団法人宮城県林業公社」の下に「(昭和四十一年六月二十三日に社団法人宮城県林業公社という名称で設立された法人をいう。))」を、「財団法人宮城県環境事業公社」の下に「(昭和五十二年四月一日に財団法人宮城県廃棄物処理公社という名称で設立された法人をいう。))」を、「財団法人仙台市建設公社」の下に「(昭和四十一年四月十八日に財団法人仙台市建設公社という名称で設立された法人をいう。))」を加え、同条第五号中「民法第三十四条の規定により設立された社団法人」を「公益社団法人」に、「財団法人」を「公益財団法人」に、「社団法人又は」を「公益社団法人又は」に改め、同条第六号中「財団法人結核予防会」の下に「(昭和十四年五月二十二日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。))」を、「財団法人宮城県対がん協会」の下に「(昭和三十三年十二月十五日に財団法人宮城県対がん協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。))」を、「財団法人宮城県成人病予防協会」の下に「(昭和三十八年十月一日に財団法人

人宮城県心臓血管病予防協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。を、財団法人都産業保健会」の下に、「昭和四十六年六月十一日に財団法人宮城県労働衛生医学協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。を、財団法人宮城県予防医学協会」の下に、「昭和六十二年四月一日に財団法人宮城県予防医学協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。を加え、同条第七号中、「財団法人仙台国際育友会」の下に、「昭和四十五年八月二十八日に財団法人仙台国際育友会という名称で設立された法人をいう。を加え、同条第八号中、「社団法人宮城県労働福祉センター」の下に、「昭和四十六年十二月十日に社団法人宮城県労働福祉センターという名称で設立された法人をいう。を加え、社団法人仙南地方労働福祉センター」を削り、「社団法人大崎地方労働福祉センター」の下に、「平成二年六月十三日に社団法人大崎地方労働福祉センターという名称で設立された法人をいう。を、財団法人宮城県青年会館」の下に、「昭和四十五年一月二十日に財団法人宮城県青年会館という名称で設立された法人をいう。を、財団法人ブルー・アンド・グリーンランド財団」の下に、「昭和四十八年三月二十八日に財団法人ブルー・アンド・グリーンランド財団という名称で設立された法人をいう。を加え、同条第九号中、「社団法人宮城県農業公社」の下に、「昭和四十五年十二月十一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう。を加え、同条第十二号中、「財団法人宮城県市町村振興協会」の下に、「昭和五十四年四月一日に財団法人宮城県市町村振興協会という名称で設立された法人をいう。を加える。

第八条第七号中、「財団法人結核予防会宮城県支部」の下に、「昭和二十九年九月十五日に財団法人結核予防会宮城県支部という名称で設立された法人をいう。を加え、同条第八号中、「社団法人宮城県交通安全協会」の下に、「昭和十年一月二十一日に社団法人宮城県自動車協会という名称で設立された法人をいう。を加え、同条第九号中、「社団法人宮城県防犯協会連合会」の下に、「昭和六十年二月二日に社団法人宮城県防犯協会連合会という名称で設立された法人をいう。を加え、同条第十一号中、「社団法人全国保健センター連合会」の下に、「昭和三十九年二月三日に社団法人全国母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。を加え、同条第十二号中、「財団法人老人福祉開発センター」を、「財団法人長寿社会開発センター（昭和四十九年一月二十六日に財団法人老人福祉開発センターという名称で設立された法人をいう。）」に改める。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第五条 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十の二の項へ中、「第五十五条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十三条」を、「第五十四条の三」に改め、同表二十七の二の項又中、「第二十七条第七項」を、「第

二十七条第八項」に改め、同表三十の七の項中、「イに掲げる認可等」を、「生産森林組合」に改め、同項ヲを同項トとし、同項ト中、「イに掲げる認可等」を、「生産森林組合」に改め、同項トを同項ルとし、同項へ中、「イに掲げる認可等」を、「生産森林組合」に改め、同項へを同項又とし、同項ホ中、「イに掲げる認可等」を、「生産森林組合」に改め、同項ホを同項リとし、同項ニ中、「イに掲げる認可等」を、「生産森林組合」に改め、同項ニを同項チとし、同項ハ中、「イに掲げる認可等」を、「生産森林組合」に改め、同項ハを同項トとし、同項口中、「イに掲げる認可等」を、「生産森林組合」に改め、同項口を同項ヘとし、同項イ中、「第六項」を、「第四項」に改め、同項イを同項ホとし、同項イからニまでとして次のように加える。

- イ 法第九十八条の六の規定による請求の受理等
 - ロ 法第九十八条の八第三号の規定による報告の受理
 - ハ 法第九十九条の九第三項及び第四項の規定による意見の陳述等
 - ニ 法第九十九条の十の規定による届出の受理
- (申請等の受理の特例に関する条例の一部改正)
- 第六条 申請等の受理の特例に関する条例（平成十二年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表五の項中力を削り、ワをカとし、同項ヲ中、「第五十五条第三項及び第五項」を、「第五十五条第六項及び第八項」に改め、同項中ヲをワとし、リからルまでを又からヲまでとし、チの次に次のように加える。

- リ 法第四十六条の四第六項の規定による請求
- (県立自然公園条例の一部改正)
- 第七条 県立自然公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十号）の一部を次のように改正する。
- 第十六条の八第一項中、「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を、「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
- (特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)
- 第八条 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
- 第十二条第一項中、「において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条第一項」を削る。

第十三条第一項中、「において準用する民法第五十一条第一項」を削る。

(ものづくり産業振興に関する県民条例の一部改正)

第九条 ものづくり産業振興に関する県民条例（平成十九年宮城県条例第四十七号）の一部を次のよ

つに改正する。

第二条第四項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

（宮城県中小企業振興機械類貸与に関する条例の一部改正）

第十条 宮城県中小企業振興機械類貸与に関する条例（昭和二十九年宮城県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「財団法人みやぎ産業振興機構」の下に、「昭和二十九年四月一日に財団法人宮城県工業振興協会」という名称で設立された法人をいう。」を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

第十一条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年宮城県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第四条の規定による改正後の県税減免条例第二条及び第六条第五号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
第十一条の二第二項の表二級地の項の次に次のように加える。

三級地	名古屋市	百分の十一
-----	------	-------

第十一条の二第二項の表三級地の項中

三級地

を

四級地

に改め、

同表四級地の項中

四級地

を

五級地

に改める。

第十一条の五第一項中「から二級地」の下に、「又は三級地」を加え、「又は二級地から三級地」を「、二級地又は三級地から四級地」に改め、同項第一号中「又は二級地の項」を「、二級地の項又は三級地の項」に、「三級地の項」を「四級地の項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の職員の給与に関する条例第十一条の四の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る公署の移転に係る地域手当の支給に関する職員の給与に関する条例第十一条の四の規定の適用については、同条の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条の二第二項の表に掲げる	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十年宮城県条例第五十八号）以下、平成二十年改正条例（以下、「改正前」）による改正前の第二項の表に掲げる
同条第一項の表に定める割合をいう。	第十一条の二第二項の表に定める割合をいう。
同条第一項の表に定める割合をいう。以下	平成二十年改正条例による改正前の第十一条の二第二項の表に定める割合をいう。以下
同条第二項の表に掲げる	第十一条の二第二項の表に掲げる
地域手当支給公署である	第十一条の二第二項の表に掲げる地域に所在する公署又は同条第一項の人事委員会規則で定める公署である

3 この条例の施行の際現に改正前の職員の給与に関する条例第十一条の五の規定の適用を受けている職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号）附則第十六項又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十年宮城県条例第八号）附則第二項の規定の適用を受けている職員を除く。以下この項において同じ。）に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日にお

特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「特別職の職員の報酬等の額」を、「議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額（以下「報酬等の額」という。）」に改める。

第二条中、「知事及び副知事の給料の額並びに議会の議員の報酬」を、「報酬等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

病院事業条例の一部を改正する条例

病院事業条例（昭和四十一年宮城県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十の項を十一の項とし、四の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

<p>四 健康保険法第六十二條第三号及び高年齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第三号に規定する評価療養</p>	<p>先進医療</p>	<p>悪性脳腫瘍に対する抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子解析（宮城県立がんセンターに限る。）</p>	<p>一回につき 三二、五八〇円</p>
---	-------------	---	-------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

宮城県税条例の一部を改正する条例

宮城県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
目次中、「第百六十九条」を、「第百七十条」に改める。

第二十七条第一項に次の一号を加える。

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するもの、公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条第一項の規定により県の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託の信託財産とするために支出するものその他規則で定めるもの

本則に次の一条を加える。

（経過措置）

第百七十条 第二十七条第一項第三号の規定により寄附金を定め、変更し、又は廃止する場合においては、規則で、合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 改正後の宮城県税条例（以下「新条例」という。）第二十七条第一項第三号の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十年一月一日以後に支出する同号に掲げる寄附金について適用する。

3 平成二十一年度から平成二十六年までの各年度分の個人の県民税についての新条例第二十七条の規定の適用については、同条第一項第三号中、「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」とあるのは、「、租税特別措置法第四十一条の十八の三及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

震災対策推進条例をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号

震災対策推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条・第十一条)

第二章 予防対策(第十二条・第二十七条)

第三章 応急対策(第二十八条・第三十九条)

第四章 復興対策(第四十条・第四十一条)

第五章 雑則(第四十二条)

附則

宮城県では、昭和五十三年六月十二日に発生した宮城県沖地震により、二十七名の尊い生命が失われる等大きな被害が発生した。また、宮城県沖地震をはじめとする海溝型の大規模な地震によるほか、内陸型の大規模な地震により、大きな被害が発生している。

一方、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)に基づき、県内全域が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定される等具体的な震災対策の必要性が高まっている。

地震の発生を防ぐことはできないが、震災の発生に備えることにより、震災による被害を軽減し、速やかな震災からの復興を図ることは十分に可能である。

ここに、県、県民、事業者及び市町村が一体となって震災対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則
(目的)
第一条 この条例は、震災対策について、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、震災対策に関する基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。

一 震災 地震による災害をいう。

二 震災対策 震災に関する予防対策、応急対策及び復興対策をいう。

(県の責務)

第三条 県は、県民の生命、身体及び財産を震災から保護し、及び県民の安全を確保しなければならない。

2 県は、震災が発生した後の県民生活の再建及び安定を図る等震災からの復興に最大限の努力をしなければならない。

3 県は、前二項の責務を果たすため、県が行う震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

第四条 県は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、必要に応じて、県民及び事業者に対して協力を求めるものとする。

(県民等の活動等に対する支援)

第五条 県は、県民及び事業者が行う自主的な震災対策に関する活動に対して、必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 県は、市町村が行う震災対策に関する事業に対して、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(国等に対する協力要請)

第六条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、国、他の地方公共団体及び防災関係機関(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第五号の指定公共機関及び震災対策上重要な施設を設置し、又は管理する法人をいう。以下同じ。)(以下「国等」という。)の協力が必要であると認めるときは、当該国等に対して協力を要請しなければならない。

(震災対策に取り組むための体制の整備)

第七条 知事は、第一条の目的を実現するため、県、県民、事業者及び市町村が一体となって震災対策に取り組むための体制の整備に努めなければならない。

(宮城県防災指導員の養成)

第八条 知事は、県、県民、事業者及び市町村が一体となった震災対策を推進するため、地域及び事業所における震災対策に関する活動の中心的な役割を担う者(以下「宮城県防災指導員」という。)の養成に努めなければならない。

2 知事は、宮城県防災指導員を養成するため、必要な講習会の開催に努めなければならない。

(県民の責務)

第九条 県民は、震災対策事業及び国等が行う震災対策に関する事業に協力するとともに、県、市町村及び大学その他の研究機関が開催する震災による被害の予防等に関する講習会に積極的に参加する等震災に関する知識を深めるよう努めなければならない。

2 県民は、その居住する地域における震災による被害の最小化を図るため、震災による被害の発生が見込まれる場所をあらかじめ確認する等当該地域の状況に常に注意を払うよう努めなければならない。

3 県民は、地震が発生した場合には、自己の安全を自ら確保するとともに、相互に協力して、その居住する地域の住民の生命、身体及び財産を震災から保護するよう努めなければならない。

4 県民は、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災による被害が発生した場合には、相互に協力して、自らの生活の再建及びその居住する地域の復興に努めなければならない。

(事業者の責務)

第十条 事業者は、その事業活動を通じて社会に貢献することにかんがみ、地震が発生した場合においても、その事業活動を継続するための対策を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業所の所在する地域における震災による被害の最小化を図るため、当該地域の住民と協力して震災対策に関する活動を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、震災対策事業及び国等が行う震災対策に関する事業に協力するとともに、その使用する従業員が震災に関する知識を深めることができるよう配慮するよう努めなければならない。

4 事業者は、その使用する従業員を第八条第二項の講習会に参加させる等震災による被害の最小化を図るための体制の整備に努めなければならない。

(市町村との連携)

第十一条 県は、その地域に居住する住民の生命、身体及び財産を震災から保護する責務を有する市町村と連携を図りながら協力して、震災対策事業に取り組みよう努めなければならない。

第二章 予防対策

(震災の発生状況等に関する調査等)

第十二条 県は、大学その他の研究機関等と連携し、震災の発生状況及び発生原因、震災による被害の見込みその他震災に関する事項について科学的な調査を行うよう努めなければならない。

2 県は、前項の調査の結果を、震災対策事業計画に反映させるとともに、公表しなければならない。

3 県は、前項の規定による公表のほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を公表しなければならない。

(耐震化に関する事業に対する助成)

第十三条 県は、地震による建築物の倒壊等を防止するため、市町村が行う建築物の耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。)及び耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。)に関する事業に対し、必要な助成を行うよう努めなければならない。

(施設等の地震に対する安全性の向上)

第十四条 県は、その管理する道路、橋梁、ダム、公園、港湾その他の施設及びこれらに附属する設備の地震に対する安全性の向上を図るよう努めなければならない。

(地震情報の収集及び周知のための措置)

第十五条 県は、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)に基づく地震動の予報及び警報に関する情報を速やかに収集し、周知するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(電気事業等に係る施設の地震に対する安全性の向上)

第十六条 電気、ガス、水道、通信その他震災対策事業を実施する上で重要な事業を営む者は、当該事業に係る施設の地震に対する安全性の向上を図るよう努めなければならない。

(地震による火災の発生等の防止)

第十七条 県は、市町村及び防災関係機関と連携を図りながら協力して、地震による火災の発生及びその拡大を防止するために必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(震災対策に関する啓発活動等)

第十八条 県は、市町村及び防災関係機関と連携を図りながら協力して、震災対策に関する啓発活動を積極的に実施し、県民の震災対策に関する意識の高揚に努めるとともに、災害対策基本法第五条

第二項の自主防災組織(以下単に「自主防災組織」という。)及び事業者等(事業者及び震災対策に関する連絡調整を行うための団体をいう。 以下同じ。)を対象とした講習会等を開催するよう努めなければならない。

(学校における震災対策に関する教育)

第十九条 県は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の学校における震災対策に関する教育の充実強化を図られるよう努めなければならない。

(自主防災組織に関する支援)

第二十条 知事は、市町村長が行う自主防災組織の育成に関する事業に対し、支援を行い、その育成を図られるよう努めなければならない。

2 県は、市町村と連携を図りながら協力して、自主防災組織が行う震災対策に関する活動に対し、支援を行うよう努めなければならない。

(自主防災組織の活動)

第二十一条 自主防災組織は、震災が発生した場合における応急対策について実践的な知識、技能等を有する者のみならず、多くの地域住民の積極的な参加により、その組織の充実強化に常に努めなければならない。

2 自主防災組織は、常に震災による地域の被害の見込み等地域の現状を十分に把握するとともに、震災対策のために必要な資材又は機材を整備するよう努めなければならない。

3 自主防災組織は、地震が発生した場合に地域住民が安全かつ迅速に避難するために必要な情報を記載した地図の作成に努めなければならない。

4 自主防災組織は、その構成員を第八条第二項の講習会に参加させるよう努めなければならない。
(震災時支援団体の活動環境の整備等)

第二十二條 県は、震災が発生した場合に震災時支援団体（震災が発生した場合における震災に関する支援活動を目的とする法人その他の団体をいう。以下同じ。）が効果的な活動を行うことができる環境を整備するよう努めなければならない。

2 県は、震災時支援団体と連携を図りながら協力して、県民及び事業者に対し、震災対策に関するボランティア活動についての啓発活動を行うよう努めなければならない。
(要援護者の援護体制の整備に対する協力等)

第二十三條 県は、市町村が行う要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であつて震災が発生した場合における避難等について援護を要するものをいう。以下同じ。）の情報の把握及び震災時支援団体と連携した要援護者の援護体制の整備に協力するよう努めなければならない。

2 県は、市町村が行う要援護者であつて避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難するための施設の確保に協力するよう努めなければならない。

3 県は、前二項に定めるもののほか、市町村が行う要援護者を援護するための施策の支援を行うよう努めなければならない。

(防災訓練の実施)
第二十四條 県は、国等と連携を図りながら協力して、震災が発生した場合に適切に対応することを目的とした訓練（以下「防災訓練」という。）を定期的に行うよう努めなければならない。

(自主防災組織による訓練)
第二十五條 自主防災組織は、防災訓練を実施するよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、防災訓練を実施するときは、震災に関する情報の収集及び伝達に関する訓練、地域住民の避難の誘導に関する訓練、地域住民の救助に関する訓練並びに地域住民の応急の救護に関する訓練（以下「情報伝達訓練等」という。）を行うよう努めなければならない。

3 自主防災組織は、必要に応じて、情報伝達訓練等と併せて、地震に伴う津波による被害の最小化

を図るための訓練を行うものとする。

(みやぎ県民防災の日)
第二十六條 県民、事業者及び自主防災組織の震災に関する理解を深めるとともに、県民、事業者及び自主防災組織による震災対策に関する活動の一層の充実を図るため、県民、事業者及び自主防災組織が震災が発生した場合における被害の軽減に向けた取組を積極的に実施するよう努める日（以下「みやぎ県民防災の日」という。）を設ける。

2 みやぎ県民防災の日は、六月十二日とする。
(県民等からの意見の反映)
第二十七條 県民、事業者、自主防災組織及び大学その他の研究機関は、県に対して、震災対策に関する意見を述べることができる。

2 県は、必要に応じて、前項の意見を震災対策事業に反映させるものとする。

第三章 応急対策
(応急体制の確立等)
第二十八條 県は、震災が発生した場合は、市町村と連携し、速やかに震災への応急対策を実施するための体制を確立し、震災に関する情報を迅速に収集するよう努めるとともに、的確な情報を県民に速やかに周知するよう努めなければならない。

2 知事は、前項の情報の収集及び周知に関し、必要に応じて、国等への協力を要請するものとする。
(備蓄拠点施設の確保等)
第二十九條 知事は、震災が発生した場合の救援に必要な物資並びに資材及び機材（以下「救援物資等」という。）を備蓄するための拠点となる施設を確保し、救援物資等を備蓄するよう努めるとともに、市町村の救援物資等の備蓄の状況について把握するよう努めなければならない。

2 知事は、事業者の協力を得て、前項の規定により備蓄する救援物資等のほか、震災対策に必要な物資並びに資材及び機材の確保に努めなければならない。

3 知事は、第一項の規定により備蓄した救援物資等並びに前項の規定により確保した震災対策に必要な物資並びに資材及び機材を輸送する手段を確保するため、他の地方公共団体との連携の強化を図るよう努めなければならない。

(救援物資等輸送車両の通行の確保)
第三十條 知事は、震災が発生した場合に備え、市町村と連携し、あらかじめ、救援物資等並びに震災対策に必要な物資並びに資材及び機材を輸送するための車両の道路における通行を確保するため必要な事業を行うよう努めなければならない。

(避難所の指定に関する市町村に対する助言)

第三十一条 知事は、震災が発生した場合に備えて市町村が行う避難所の指定に関し、市町村への助言に努めなければならない。

(避難に関する市町村に対する支援)

第三十二条 県は、震災が発生した場合に備えて市町村が行う県民の円滑な避難行動を可能とするための対策に関し、市町村への支援に努めなければならない。

2 県は、避難所の迅速な開設及び円滑な運営のために市町村が行う計画の策定及びその実施に関し、市町村への支援に努めなければならない。

(救助活動の拠点となる土地の確保)

第三十三条 知事は、震災による被害を受けた者の救助を円滑に行うため、市町村と連携し、救助活動の拠点となる土地の確保に努めなければならない。

(ボランティアの受入体制の整備等)

第三十四条 知事は、震災が発生した場合にボランティアが震災対策に関する活動を円滑に実施できるようにするため、ボランティアを受け入れるための体制の整備に努めなければならない。

2 知事は、震災対策に関する活動を実施するボランティアの受入れについて調整を行う団体からの求めがあったときは、必要に応じて、職員を当該調整のための業務に従事させ、震災に関する情報を提供する等必要な支援を行うものとする。

(ボランティア活動の中心的な役割を担う人材の育成支援等)

第三十五条 知事は、震災時支援団体が行う震災対策に関する活動に係るボランティア活動の中心的な役割を担う人材の育成に対する支援及び震災時救援専門ボランティア(震災が発生した場合における円滑な応急対策に必要な専門的な知識、経験、資格等を有するボランティアをいう。)の活用

に努めなければならない。

(ボランティアの活動)

第三十六条 震災対策に関する活動を行うボランティアは、震災対策に関する活動が効果的に行われるよう、県、市町村及び震災時支援団体と連携して活動を行うよう努めなければならない。

(医療活動拠点病院の確保等)

第三十七条 知事は、震災が発生した場合に震災に関する医療活動を実施するための拠点となる病院を確保するとともに、市町村及び震災が発生した場合に必要な医療に関する法人その他の団体(以下「震災医療関係法人等」という。)と震災が発生した場合における医療活動及び救護活動に関する協定を締結する等必要な医療が提供されるための体制の整備に努めなければならない。

2 知事は、震災が発生した場合に迅速かつ円滑に医療活動及び救護活動が行われるよう、医療機関に対して震災に関する情報を伝達するための手段の確保に努めなければならない。

3 知事は、震災が発生した場合において、傷病者の発生状況及び震災が発生した地域の医療機関の震災による被害の状況について情報の収集を行うとともに、震災医療関係法人等と連絡調整を図り、医療活動及び救護活動が円滑に行われるよう努めなければならない。

(帰宅困難者の事前準備)

第三十八条 震災が発生した場合に徒歩により容易に帰宅することが困難な者(以下「帰宅困難者」という。)は、震災が発生した場合に備え、あらかじめ、安全に徒歩で帰宅するための経路の確認、家族と連絡するための手段の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第三十九条 知事は、帰宅困難者の円滑な帰宅を確保するため、あらかじめ、市町村と連携を図りながら協力して、必要な対策を行うよう努めなければならない。

第四章 復興対策

(震災復興体制の整備等)

第四十条 県は、震災による重大な被害が発生した場合は、速やかな震災からの復興を図るための体制を整備するとともに、必要に応じて、震災からの復興を図るための計画を策定するものとする。

(地域復興活動に対する支援)

第四十一条 県は、県民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び県その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を図るために行う活動に対して、必要に応じて、支援を行うものとする。

第五章 雑則

(委任)

第四十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十三号

自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例

自然環境保全審議会条例(昭和四十七年宮城県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「捕獲」を「捕獲等」に改め、同項第二号中「第十四条第一項」を「第十四

条第二項」に改め、同項第三号中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に、「捕獲」を「捕獲等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例

(趣旨)

第一条 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十五条の二第五項の規定により知事が交付する再教育研修修了登録証（以下「准看護師再教育研修修了登録証」という。）の書換交付及び再交付並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により県が徴収する法第十五条の二第二項に規定する准看護師再教育研修（以下単に「准看護師再教育研修」という。）に係る手数料については、この条例の定めるところによる。

（准看護師再教育研修修了登録証の書換交付）

第二条 法第十五条の二第四項の規定による知事の登録（以下「准看護師再教育研修修了登録」という。）を受けた准看護師は、准看護師再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請することができる。

（准看護師再教育研修修了登録証の再交付）

第三条 准看護師再教育研修修了登録を受けた准看護師は、准看護師再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失ったときは、准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。

（手数料）

第四条 知事は、次の各号に掲げる者から、申請の際（第一号に掲げる者にあつては、受講の申請の際）に、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手料を徴収する。

- 一 知事が行う准看護師再教育研修を受けようとする者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 法第十四条第二項第一号に掲げる処分を受けた者 五万円

ロ 法第十四条第二項第二号に掲げる処分を受けた者又は同条第三項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者 八万五千元

二 准看護師再教育研修修了登録を申請する者 五千六百円

三 第二条の規定による准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請する者 三千四百円

四 前条の規定による准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請する者 四千四百円

2 前項に規定する手数料は、県の発行する収入証紙により納めなければならない。

3 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより受講させることができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十五号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改める。

第八条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項」を「第十条の九第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十一月二十八日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表を次のように改める。

床面積の合計	手数料の額
三十平方メートル以内のもの	八千円
三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	一万四千元
百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	二万二千元
二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万円
五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	五万二千元
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	七万四千元
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	二十一万円
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	三十六万円
五万平方メートルを超えるもの	六十二万円

第十七条第三項第一号中、「九千円」を、「一万四千元」に改め、同項第二号中、「五千元」を、「八千円」に改め、同条第四項第一号中、「九千円」を、「一万四千元」に改め、同項第二号中、「五千元」を、「八千円」に改め、同条第五項第一号中、「八千円」を、「一万二千元」に改め、同項第二号中、「四千元」を、「六千円」に改める。

第十七条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「(建築物に関する構造計算適合性判定審査手数料)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の三 法第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定を求めようとする建築主事(県が置くものを除く。)からは、一棟につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を徴収するものとする。

一 前条第一項第一号に掲げる場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

床面積の合計	手数料の額
千平方メートル以内のもの	十三万六千元

千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十五万六千元
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十七万六千元
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	二十一万六千元
五万平方メートルを超えるもの	三十五万六千元

二 前条第一項第二号に掲げる場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

床面積の合計	手数料の額
千平方メートル以内のもの	十七万六千元
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	二十三万六千元
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	二十六万六千元
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	三十五万六千元
五万平方メートルを超えるもの	六十三万六千元

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による手数料の算定について準用する。

第十八条第一項の表を次のように改める。

床面積の合計	手数料の額
三十平方メートル以内のもの	一万三千元
三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	一万六千元
百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	二万円
二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	二万九千元
五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	四万七千元

千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	六万五千円
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十六万円
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	二十五万円
五万平方メートルを超えるもの	四十五万円

第十八条第三項及び第四項中、「一万三千元」を、「一万七千元」に改め、同条第五項中、「九千元」を「一万二千元」に改める。
第十八条の二第一項の表を次のように改める。

床 面 積 の 合 計	手数料の額
三十平方メートル以内のもの	一万二千元
三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	一万五千元
百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	二万円
二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	二万七千元
五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	四万四千元
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	六万円
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十三万円
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	二十一万円
五万平方メートルを超えるもの	三十八万円

第十八条の三中、「一万円」を、「一万三千元」に、「九千元」を、「一万二千元」に、「一万六千元」に、「一万円」を、「一万五千元」に、「一万六千元」を、「二万円」に、「二万円」を、「二万九千元」に、「二万円」を、「二万八千元」に、「三万六千元」を、「四万七千元」に、「三万五千元」を、「四万六千元」に、「五万円」を、「六万五千元」に、「四万七千元」を、「六万二千元」に、「十二万円」を、「十六万円」に、「十一万円」を、「十五万円」に、

「十九万円」を、「二十五万円」に、「十八万円」を、「二十四万円」に、「三十八万円」を、「四十五万円」に、「三十七万円」を、「四十四万円」に改める。

第二十条に次のただし書を加える。

ただし、第十七条の三第一項に規定する手数料は、同項の規定による求めの際に、知事が発行する納入通知書により納入しなければならない。

第二十一条第二項中、「本県」を、「県」に改め、「第十七条」の下に、「第十七条の二」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第十七条の二の次に一条を加える改正規定及び第二十条の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中、「第十二条後段」を、「第十二条」に、「準用される」を、「準用する」に改める。

第二十七条第二項中、「法第二十三条第二号」に掲げる場合にあつては十七万八千元、同号八に掲げる場合にあつては十三万七千元」を、「住宅地区改良法施行令第十二条の規定により読み替えて準用する令第六条第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める収入の額」に改める。

第二十八条第四項中、「十七万八千元」を、「住宅地区改良法施行令第十二条の規定により読み替えて準用する令第六条第五項第一号に定める収入の額」に改める。

附則に次の四項を加える。

8 平成二十年度の普通県営住宅の毎月の家賃を算出する場合における第十三条第一項の規定の適用については、同項中、「令第二条」とあるのは、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百九十一号）による改正前の令第一条」とする。

9 平成二十一年四月一日において現に普通県営住宅に入居している者で公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百九十一号）による改正後の令第二条の規定による普通県営住宅の毎月の家賃の額が同日前の最終の普通県営住宅の毎月の家賃の額を超えるもの平成二十一年度から平成二十四年度までの普通県営住宅の毎月の家賃に係る第十三条第一項の規定の適用については、同項中、「令第二条」とあるのは、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令

第三百九十一号) 附則第三条」とする。

10 次に掲げる者に係る第六条第二項の規定の適用については、同項中「令第六条第五項第一号又は第二号」とあるのは、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百九十一号)による改正前の令第六条第五項第一号又は第二号」とする。

一 平成二十一年四月一日前に普通県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居の許可がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者

二 第五条各号に掲げる事由がある場合において平成二十一年四月一日前に普通県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居の許可がされることとなるときにおける当該普通県営住宅の入居の申込みをした者

11 次に掲げる者に係る第二十七条第一項各号、第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間は、第二十七条第一項第一号中「令第六条第五項第一号」とあるのは、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百九十一号)以下「平成十九年改正政令」という。)による改正前の令第六条第五項第一号」と、同項第二号中「令第六条第五項第二号」とあるのは、「平成十九年改正政令による改正前の令第六条第五項第一号」と、同項第三号中「令第六条第五項第三号」とあるのは、「平成十九年改正政令による改正前の令第六条第五項第三号」と、同項第三号中「令第六条第五項第三号」とあるのは、「平成十九年改正政令による改正前の令第八条第二項」と、第二十八條第一項中「令第八条第二項」とあるのは、「平成十九年改正政令による改正前の令第八条第二項」と、第二十九條第一項中「令第九条」とあるのは、「平成十九年改正政令による改正前の令第九条」とする。

一 平成二十一年四月一日において現に普通県営住宅に入居している者

二 平成二十一年四月一日前に第六条第一項第二号の規定に該当する者からの第七条第一項の規定による申込み又は第三十五条の規定による申込みがされ、かつ、同日以後に入居の許可がされることとなる場合における当該申込みをした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県営住宅条例第二条第三号に規定する改良県営住宅に入居している者に係る改正後の県営住宅条例第二十七条第二項及び第二十八条第四項の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間は、同条例第二十七条第二項中「住宅地区改良法施行令第十二条の規定により読み替えて準用する令第六条第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める収入の額」とあるのは、「法第二十三条第二号イに掲げる場合にあつては十七万八千円、同号八に掲げ

る場合にあつては十三万七千円」と、同条例第二十八条第四項中「住宅地区改良法施行令第十二条の規定により読み替えて準用する令第六条第五項第一号に定める収入の額」とあるのは、「十七万八千円」とする。